

クライアント 各位

いつもお世話になっております。

各種報道にて発表がありました通り、COVID-19 の感染拡大を抑止する措置といたしまして、シンガポール政府より必要不可欠サービス（医療、インフラ等）を除いた職場を閉鎖するよう通達がありました。本措置の期間は 4 月 7 日(火)～5 月 4 日(月)となります。

これを受け、One Asia Lawyers Group の弊社シンガポール事務所（Focus Law Asia LLC）は上記期間、全ての従業員は在宅勤務へ切り替わります。在宅勤務にはなりますが、リーガルアドバイスを含めた、事業自体は継続となりますのでご安心ください。M&A などの取引関係の業務はもちろん、シンガポール裁判所関連の業務につきましても、従来と同様に行っております。

なお、事務所への出社ができなくなりますが、弁護士・スタッフは、日頃と変わらないリーガルサービスの提供に努めて参りますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

各国さまざまな規制・制限があり窮屈な日々が続いていることと思います。皆さまとご家族のご健康を祈念するとともに、一刻も早く COVID-19 収束し日常を取り戻せることを祈念致しております。

なお、当事務所はアジア全域における COVID-19 に関連する情報の提供を積極的に行っていく予定で、定期的に COVID-19 に関連する法令についてのニューズレターの発信、ウェビナーの開催のご連絡を申し上げますので、少しでもビジネスのお力添えになればと存じます。

One Asia Lawyers Group
Focus Law Asia LLC 一同